

国税の公売に対する最近の取組

最近における国税滞納整理の現状と課題

国税庁徴収部

徴収課長 石川 紀

徴収課主査 山本 茂

1. はじめに

(1) 「公売」とは

「公売」というと皆さんはどのようなイメージをお持ちでしょうか。

公売は、滞納国税を徴収するために差押財産を公開された競争市場で売却する終局的な滞納処分ですが、あまり耳慣れない言葉ではないでしょうか。それに比べ、「オークション」という言葉は、最近では、インターネットオークションなどもあり、多くの方がお聞きになったことがあるでしょう。

公売の方法には、「入札」と「競り売り」があります。入札は、入札者が入札をして、開札の結果、最も高い価額で入札した方がその財産を買い受ける権利を取得する方法で、入札期間中、入札者は他の方がいくらで入札したかを知り得ません。一方、競り売りは、買受申込者同士が順次価額を競り上げていって、最終的に最も高い価額で申し込んだ方がその財産を買い受ける権利を取得する方法です。

オークションといいますと、入札と競り売りの両方を指す場合と競り売りだけを指す場合がありますが、競り売りだけを指している場合が多いように思われます。

オークションの歴史は古く、ローマ時代には、商品の売却の一手法として成立していました。オークションという言葉もラテン語の *auctio* に由来しています。

ローマ帝国の崩壊後、オークションは一時期廃れますが、中世ヨーロッパで強制執行の方法として復活します。また、近代に入ると貿易された商品の売買に用いられるようになります。我が国との関係では、長崎や平戸から輸出された陶磁器がオランダのデルフトなどでオークションにかけられ、ヨーロッパ各国の王侯貴族の宮殿に飾られるようになりました。

18世紀に入ると、サザビーズやクリスティーズといったオークション会社が設立されます。

我が国においても、江戸時代に生鮮食料品の競り売りなどが行われ、ある種のオークションに近いものがあったとみられ、当時「糶」といわれていました。これは、漢文では米を売るという意味で「ちょう」と呼ばれていましたが、次第に「せり」という訓がふられるようになり、江戸時代においては、行商という意味やその場で売るという意味もありました。流通が整備されていなかったこの当時、鮮度の問題や品質の不統一の問題があり、生鮮食料品はその場で、値段を競争させて売ったことによるもののようです。このような売り方では、専門家でないと分からない符丁を使ったりすることもあり、ヨーロッパで行われているように広く参加を求め、公開の場で値段を決めていくオークションの手続とは違っていたようです。

また、この当時、身代限り（今でいう破産に近いものと思われる）において入札の方法がとられていたため、これが明治時代になって

も引き継がれました。明治10年に「租税不納処分法」が制定され、地租などを滞納した場合の土地の売却方法として「公売」という言葉が用いられています。

ヨーロッパで行われているオークションの考え方を制度として持ち込んだのは、我が国の民法の父ともいえるべき、フランス法学者ポワソナードだと思われます。

ポワソナードは、民事執行のためにフランスのオークションの方法を導入しようとした。興味深いのは、フランスと同様にオークションの買受申込みの時間をローソクを灯して計るというものでした。

フランスの税務行政にならい、国税の徴収にオークションの考え方が制度として入ってきたのは、明治22年の国税滞納処分法で、動産類については、オークションが認められました。さらに、フランスにおいては、オークションは専門家に行わせることとしておりましたので、この制度も導入され、「競売人」を選任してオークションを行うこととしました。この制度が現在でも生きています。

(2) 国税の滞納整理と公売

ところで、国税の滞納は、様々な取組によって、平成10年度末をピークに7年連続で減少していますが、17年度末で約1兆8千億円と依然として高水準にあるため、引き続き、滞納国税の圧縮に努めているところです。そして、滞納国税を圧縮する方策の一つとして、公売に関する取組があります。

公売の売却率は、特に不動産等について決して高いといえる状況でない（平成17事務年度：42.7%）ため、これを如何に向上させていくのが課題になっています。公売の売却率を向上させるためには、買受人の利便性の向上を図るとともに、積極的な公売広報が必要です。

その一方で、公売は、納税者の意思にかかわらず、その財産を強制的に売却する制度ですか

ら、納税者の権利・利益に重大な影響を及ぼすことになるため、国税当局としては、法令の規定に基づき手続の適正性を十分確保した上で、効果的・効率的に実施していくことも必要となっています。

こうしたことを踏まえ、公売に関する様々な取組を行っており、国税庁において現在実施しているインターネット公売をはじめとした取組をご紹介します。



平成18年3月に名古屋国税局において実施された競り売り

2. 公売手続の流れ

公売に関する取組をご説明する前に、公売手続についてご説明します。公売手続は、近年のインターネットの普及や平成19年度の税制改正により買受人の利便性の向上が図られた点がありますので、その点を含め全体の流れをご説明します。

(1) 公売公告・見積価額公告

公売公告は、公売財産を高価・有利に売却するため、多くの方に公売の内容をお知らせするもので、公売財産の内容、公売の日時・場所、公売保証金（見積価額の10%以上の額）等について公告するものです。また、見積価額公告は、公売財産の見積価額（最低売却価額です。）について公告するものです。いずれも法令に定め

(2) 公売保証金の提供

なお、公売保証金の提供方法は、これまでは現金等により納付する方法しか認められていませんでしたが、平成19年度税制改正により、買受申込者と銀行等税務署長が相当と認める者（以下「保証銀行等」といいます。）との間で公売保証金の納付を保証する旨の契約が締結されたことを証する書面（納付保証委託契約証明書）を提出する方法（以下「納付保証による方法」といいます。）が認められることとなりました。この方法は、買受人にとって利便性の向上が図られるとともに、国税当局にとっても、現金等の取扱いがなくなり、事務負担の軽減が図られるなどのメリットがあります。

先ほどもご説明しましたように、公売の方法には、入札と競り売りがあり、買受人になるべき資格を有することになる最高価申込者を決定するまでの手続に違いがあります。

(4) 最高価申込者の決定

(表 1)

入札	期日入札	1日のうちの入札期間内に入札書を提出した後、同日中に開札をする入札
	期間入札	2日以上連続した入札期間に入札書を提出した後、開札期日に開札をする入札
競り売り	期日競り売り	買受申込みをすることができる始期を定めて、1日のうちに順次買受申込みをする競り売り
	期間競り売り	2日以上連続した競り売り期間内に、順次買受申込みをする競り売り

最高価申込者を決定した場合、これまででは、その氏名及び価額を実際に呼び上げることと解されていました。この制度は、オークションについて定めているドイツの法制に由来するもので、ドイツでは3回呼び上げることで手続の透明性を確保することとしています。平成19年度税制改正により、インターネットを利用して告知することも認められ、必ずしも口頭で呼び上げる必要がないことが明確にされました。

売却決定は、あらかじめ定められた日時に最高価申込者に対して行います。

買受人は、売却決定後、あらかじめ定められた期限までに買受代金を納付することにより、公売財産を取得します。

39

3. 公売の実施方法に関する取組

公売財産を高価・有利に売却するには、買受人の利便性の向上を図ることが重要であり、このため、公売の実施方法に関する様々な取組を行っていますので、こうした取組をご説明します。

(1) 公売の実施方法の多様化

～期間入札・競り売りの実施～

公売の実施方法には、先ほどご説明しましたように、複数の方法がありますが、従来は、期日入札以外はほとんど行われていませんでした。期日入札は、その場で買受人となるべき最高価申込者が決定されますので、迅速に公売財産を売却することができ、買受人も早期に公売財産を買い受けることができるといったメリットがあります。その一方で、公売日にわざわざ国税局や税務署に赴かなければならないといったデメリットもあります。

そこで、平成16年ころからは、入札期間を7日以上（現在、おおむね1か月で行っています。）にした上で、入札書の提出を郵送等で行うことができる期間入札を本格的に開始しました。期間入札には、期日入札と逆のメリット・デメリットがあるほか、入札期間中入札書の管理をしなければならないといった事務負担がありますので、現在は、両者のメリット・デメリットを考慮しつつ、期日入札と期間入札のいずれかを選択して実施しています（平成17事務年度においては、入札のうち2割強を期間入札の方法で実施しています。）。

また、東京・名古屋国税局では、著名作家の陶器や超高額な宝石などを含む動産類について、平成18年3月、4月、6月、11月の合計4回競り売りを実施しました。競り売りは、長い間実施しておらず、具体的な実施方法については手探りの状態の中でした。競り売りには、動産類など買受希望者の競争が激しいと認められる財産には適していると考えられていますが、実際

に開催してみると、4回のうち3回は‘完売’と非常に好調でありました（4回合計の売却率は、89.1%）。今回実施するインターネット公売は、期間競り売りの形式ですから、執筆時点では分かりませんが、結果が期待されるところです。

(2) 公売の集中化

～一斉集中公売、合同公売～

公売は、国税局や税務署が単独で行うのが原則ですが、複数の国税局や税務署が同時に同一の公売の会場で実施することにより、多数の公売財産を公売することができますので、多数の買受希望者を誘引することが期待できます。

ところで、国税の滞納は、戦前にはそれほど多くなかったようですが、戦後、大幅に増加し続け、その処理が問題になり、この当時、常設公売場が設置されていました。これも我が国の国税徴収法に大きな影響を与えたフランス法の影響によるものと考えられます。東京の品川、恵比寿、横浜をはじめ全国で9か所に設置された常設公売場では、常時動産の公売財産を置いて誰もが容易に公売に参加できるようにしていました。ただ、常設公売場は、コストもかかったようで、その後廃止されました。

現在は、東京・大阪国税局では、全国の国税局・税務署による一斉集中公売を年2回実施しており、このほか、国税局と税務署、複数の税務署での合同公売も実施しています。

(3) 特定の種類の公売財産を集めた公売

～農地・リゾート地域所在物件の同時公売～

公売財産には様々な種類のものがありますが、これまでの公売においては公売財産の種類に応じた公売は実施していませんでした。

そこで、関東信越国税局では、買受人となることが期待される対象を絞り込んだ公売財産を同時に公売するため、平成18年11月に、農地の同時公売を期間入札の方法により実施し、通常

では売却しにくいはずの農地を予想以上に売却することができました（売却率：41.9%）。

平成19年5月には、関東信越国税局を中心に、複数の国税局が同時にリゾート地域所在物件の同時公売を期間入札の方法により実施し、中高年層のリゾート地への関心の高まりを背景に、マスコミ各社に大きく取り上げられ、売却率も58.9%と好調でした。

4. 国税庁公売情報ホームページ

公売について多くの方に知っていただくため、積極的な公売広報を行っており、最もその効果が期待されるのが国税庁公売情報ホームページですので、ご紹介します。

(1) 公売公告とインターネットの普及

公売公告については、国税滞納処分法以前の明治初期は江戸時代さながらに、木の高札により行っていました。

これがフランスの徴収制度の影響の下に生まれた国税滞納処分法では、税務当局の庁舎内で公告するという方法がとられるようになり、これが現在の国税徴収法にも引き継がれています。このような公告を行う趣旨は、差押財産を高価・有利に売却することもあります。公売手続の適正性を担保するためという趣旨が強かったのではないかと思います。

税務署で行う公売では、税務署の掲示板に公売公告をしても、普通の方は、いつ、どこで、どのようなものが公売に付されるのなかなか

リゾート地域にある物件の公売情報

ホテル

群馬水上 3,400万円
水田外約100㎡
土地/4,287.0㎡
建物/686.65㎡

土地付建物

旧軽井沢 2,280万円
軽井沢町軽井沢
土地/351.08㎡
建物/82.41㎡

土地別荘地内

旧軽井沢 1,100万円
軽井沢町軽井沢
山林/2,132㎡
地上権999年

土地のみ

茨城大洋 140万円
鉾田市阿玉
山林/185㎡

マンション

箱根小涌谷 360万円
箱根町小涌谷
建物/62.21㎡
7階2LDK

リゾート会員権

長野菅平 293万円
上田市菅平高原
土地/297㎡
建物/99.38㎡

別荘

群馬草津 700万円
草津町草津
土地/316.67㎡
建物/107.56㎡

その他

千葉鴨川 420万円
鴨川市鴨川
建物/51.48㎡
7階1LDK

別荘

栃木鬼怒川 440万円
日光市鬼怒川温泉
土地/214.86㎡
建物/104.33㎡

別荘

栃木矢板 170万円
矢板市玉田
山林/536㎡

公売物件の詳細は、関東信越国税局ホームページ又は国税庁ホームページの「公売情報」をご覧ください。

関東信越国税局ホームページアドレス ▶ <http://www.kantoshinetsu.nta.go.jp>

東京・札幌・広島・熊本国税局のリゾート地域公売物件(24物件)についても、関東信越国税局ホームページに併せて掲載しています。また、国税庁ホームページには、全国の国税局・税務署の公売情報を掲載しています。

関東信越国税局を中心に実施したリゾート地域にある物件の公売情報
(平成19年3月31日読売新聞(東京本社版)朝刊38面より)

知り得ません。このため、公売財産の情報を冊子にまとめて公売広報誌を作成して配布したり、住宅情報誌や日刊新聞などの媒体に公売情報を掲載したりしていますが、こうした広報媒体を利用した広報には、コスト面での限界があります。

このような状況を大きく変えるのがインターネットの登場です。

インターネットは、米国が核攻撃を受けた場合に、通信網が寸断されてもなお通信を可能にし、反撃を可能とするような通信網をという構想を基礎に開発が進められ、1960年代から研究機関間で使用されるようになりました。この時代のインターネットは、テキストベースを利用していましたが、米国の学生が、これに画像情報を取り込むことができるようにしました。そのためのアプリケーションとして作られた「Mosaic」は、無償で配布され、世界中に拡大します。これにより、研究者だけでなく、誰もが画像を世界中に瞬時に配布できるようになり、情報通信の一大変革が生じます。

この Mosaic を開発した学生は、その後ネットスケープコミュニケーションズという会社を設立し、インターネット用のブラウザを世界中に配布しました。その後、Mosaic と日本の映画の人気者 Godzilla をもじった Mozilla という

公的団体が組織され、今でも Firefox という無償で、幅広い OS で利用可能なブラウザソフトを配布しています。

最近のブラウザの技術では、画像のみならず、音声、動画情報も伝えることができるようになっており、今後も技術革新が続киそうです。

(2) 国税庁公売情報ホームページによる公売情報の提供

国税庁としても、このようなインターネット技術の発展を利用するべく、各国税局のホームページに公売情報を掲載し、より広範かつ効果的な広報を行うようになりました。しかし、各国税局で掲載される情報がまちまちで、全国的な公売財産の検索を行うことはできませんでした。

そこで、平成18年8月に国税庁ホームページに「公売情報ホームページ」(<http://www.koubai.nta.go.jp/>)を開設し、基本的にすべての国税局及び税務署で実施する公売に関する情報を一元的に提供するようになりました。これにより、所在地別や物件の種類ごとに検索することができるようになったほか、地図情報や写真情報も掲載されており、公売情報が質量ともに充実しています。

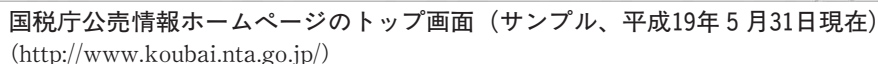
また、アクセス数は、運用開始前は月平均約14千件であったものが平成19年3月には約136千件と飛躍的に伸びており、最近の公売に関する報道と併せてこうした積極的な広報を行った結果、公売に対する社会的関心も高まっているものと考えています。

5. インターネット公売

インターネット公売は、インターネットを利用することにより、買受人の利便性の向上が図られるだけでなく、広報効果も期待されることから、本年6月に第1回目を実施することとしていますので、ご紹介します。



各国税局で作成している公売広報誌



(1) インターネットオークションの普及

先ほども説明しましたように、オークションはヨーロッパでは古くからある商品の売却方法ですが、これを現代における商取引の手法として普通の方々でも利用するようになったのは、インターネット技術の発展によるところが大了。

インターネットを使ったオークションを開発するきっかけについては、まるで現在のおとぎ話のような話があります。

このオークション用のウェブアプリケーションを開発したのは、フランス出身の技術者のピエール・オミディアーですが、彼の婚約者は、PEZ（ペッツ）というお菓子の容器のコレクターでした。日本にもコレクターがいるかもしれませんが、アニメ・キャラクターなどをあしらった PEZ の容器は、世界中に収集するファンがいるコレクターアイテムのようです。その婚約者のために、彼は、インターネット上で動くアプリケーションで、インターネットブラウザを通じて商品の出品、買受申込みを不特定多数の人間ができるものを開発しようとしたのが動機だということです。ただ、この開発秘話が史実なのか、現代のおとぎ話なのか確認のしようがありません。

そして、オミディアーがこのアプリケーションを開発したのは、1995年のことです。彼は、アプリケーションを実際に試してみるべく、壊れたレーザポインタを出品したところ、最初は反応がなかったのですが、インターネットで情報を得た人々が次第に参入し、最終的には14ドル83セントで売却できました。これで彼はインターネットオークションの成功を確信し、これを事業化しました。この事業を引き継いでいるのが世界最大のインターネットオークション業者といわれている eBay で、米国の州税の公売も行っています。

このようなインターネットオークションの開発秘話やその後の発展をみると、インターネッ

ト公売では、これまで国税庁が行っていた高級な物品でなくても、売却できることを示唆するのではないかと思います。

ドイツでは、政府が自らインターネットオークションサイトを運営しています。このサイトに出品されている物品は、eBay にも劣らぬ多様なものがあり、興味深いものとしては、日本の漫画、パソコン、重機のようなもので出品されています。

お隣の韓国では、国有財産と合わせて差し押さえられた不動産がインターネットオークションで売却されています。

このように、インターネットオークションを使うことでかなり広範な財産を公売することができるのがわかります。

国税庁としましては、こうした状況に加え、平成19年度の税制改正において、インターネット公売の円滑な実施が可能となる国税徴収法の改正が行われたことを踏まえ、今回インターネット公売を実施することにしましたので、その取組を以下ご紹介します。

(2) 国税庁におけるインターネット公売

インターネット公売については、民間のネットオークション市場が活況を呈していることを踏まえ、買受人の利便性の向上を図り、公売財産の高価・有利な売却を実現するべく、民間のオークションサイトを利用する方法で実施することとしました。

そこで、平成19年1月にオークションサイト運営業者に係る一般競争入札を行い、ヤフー株式会社が落札しましたので、平成19年度は「Yahoo!オークション」の「官公庁オークション」サイトを利用して、第1回目を6月に実施することとしました。

インターネット公売は、オークションサイト運営業者を競り売り人に選任の上、従来、書面、口頭等で行われていた買受申込みなどの公売手続についてインターネットを利用して行う期間

